

# 小田原市立小・中学校の学期について

## 1 経緯

平成 29 年 3 月市議会定例会において、「小田原市立学校に 3 学期制への回帰を求める陳情」（陳情項目「2 学期制から 3 学期制に回帰することを検討するよう求める」）が採択された。

学期制を検討するに当たっては、これまでの 2 学期制に係る成果・課題や教育課程のあり方等、総合的に情報を収集し意見交換するために、学識経験者、保護者代表、学校代表などからなる「学期制検討に関する懇談会」を設置し、6 回の会議を経て、平成 31 年 3 月にそれまでの成果や意見等を取りまとめた。

その後、教育委員会定例会において、4 回の協議を経て、令和元年 8 月 27 日の定例会で、小田原市立小・中学校の学期について議決した。

## 2 議決の結果

「小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」第 2 条第 2 項で定めている学期について、2 学期とする。

## 3 理由

### （1）2 学期制のほうが教師が児童生徒と向き合う時間を確保しやすい

- ・ 3 学期制では 6～7 月に行う必要があった「通知表（票）作成に係る諸作業」が不要になったことで、教師が教材研究や授業の準備をして通常の授業の時間に充てることができている。
- ・ これにより教師が児童生徒と向き合う時間が確保された。

### （2）「学期制」と「学力や体力」との有意な関係性は認められない

- ・ 県内自治体の「学期」と「全国学力・学習状況調査結果」や「全国体力・運動能力調査結果」との比較資料からは、相関関係や優位性は認められなかった。

### （3）教師の働き方改革にも配慮する必要がある

- ・ 1 回の通知表（票）を配付するためには 30 人の学級では担任一人当たり約 90 時間の事務作業が必要である。
- ・ こうした事務作業は、3 学期制のときは夏季休業前の放課後等に行っていたが、2 学期制になってからは夏季休業期間に分散できるようになった。

### （4）その他

- ・ 小学校は来年度から、中学校は令和 3 年度から新学習指導要領が完全実施される。そのような状況下、教師を学習指導要領の研究や研修といった準備に専念させるべきである。

#### 4 主な意見

- ・教師の負担に配慮しつつ、夏季休業前に成績に関する資料を保護者へ配付する等の対応を図ってほしい。
- ・年間を見通した評価計画の説明や成績に関する資料の配付等を全学年で行うことや、各校の教育相談や面談が計画的で組織的なものとなるよう一層の充実を図ってほしい。
- ・2学期制になってから全保護者に行われるようになった「長期休業前の教育相談」の存在や意図等について、もっと保護者に説明してほしい。
- ・通知表（票）を回収する場合、児童生徒と保護者が学習状況等について振り返りができるように、配付から回収までの期間を十分に空ける等配慮してほしい。

#### （参考1）検討・審議の経過

平成29年3月	市議会定例会で「小田原市立学校に3学期制への回帰を求める陳情」（陳情項目「2学期制から3学期制に回帰することを検討するよう求める」）が採択
平成30年2月 ～ 平成31年3月	「学期制検討に関する懇談会」設置・開催* *懇談会を6回・調査部会を5回 構成員：学識経験者、校長・教頭・総括教諭・教諭代表、保護者代表（市P連代表）、教育行政関係者 計19人
平成31年1月	教育委員会定例会での経過報告
2月	厚生文教常任委員会での経過報告
3月	教育委員会定例会での経過報告
4月	教育委員会定例会において「学期制検討に関する懇談会まとめ」報告、協議
令和元年5月	教育委員会定例会において「懇談会」構成員代表者（保護者代表3名、小中校長会代表2名）との懇談、協議
6月	教育委員会定例会での協議
7月	教育委員会定例会での協議
8月	教育委員会定例会において2学期制を継続することを議決
9月	厚生文教常任委員会での報告

#### （参考2）学期制の経緯

平成18年4月 ～	平成16・17年度の研究実践結果を踏まえ、全小中学校で2学期制を実施
平成22年9月	学校2学期制検討委員会を設置
平成24年2月	教育委員会定例会において学校2学期制の継続を議決